

豊田市シティプロモーション公式 SNS 運用等業務委託仕様書

豊田市シティプロモーション公式 SNS 運用等業務委託に関する契約の締結に際し、委託 業務を円滑かつ効果的に行うため、本委託業務の遂行に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1 業務目的

本業務は、SNS 等を活用し本市の魅力を発信することで、本市の印象や推奨度を向上させ「遊ぶ場所」「住む場所」として周囲に勧める人を増やすことを目的とする。

2 委託期間

委託期間の開始日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務方針

概ね愛知県エリアを中心とした18から39歳の若者・子育て世代をターゲットとし、本市の「暮らし」・「あそび」に関する魅力を紹介する。

4 業務内容

(1) シティプロモーション公式 SNS（以下、「公式 SNS」という。）の管理・運用
「3 業務方針」に基づき、投稿する内容の企画、情報収集、取材交渉・許可、写真や動画の撮影・編集、記事作成、記事の投稿など、企画から投稿までにかかるすべての業務を担うこと。併せて、フォロワー数、インプレッション数、エンゲージメント数を増やすための取組を行うこと。

ア 管理・運用する公式 SNS について

(ア) 本業務で運用する公式 SNS のアカウントは下表のとおり

①媒体	Instagram
②アカウント名	とよた 暮らし あそび【公式】 (toyotacity_promotion)
③フォロワー数	約 1,800 人（3月6日時点）

(イ) 委託期間内において、フォロワー数を 10,000 人以上にすることを目標とする。

イ 公式 SNS アカウントの管理

(ア) 公式 SNS アカウントの状況を常時把握し、SNS の機能を活かした運用を行うこと。

(イ) 投稿に対するコメントへの対応は原則不要とする。ただし、コメントを随時確認し、必要に応じて委託者へ速やかに報告すること。

ウ 公式 SNS による投稿

(ア) 公式 SNS による投稿は令和 8 年 8 月から開始し、頻度は月に 2 回以上とする。なお、投稿の種類（フィード投稿、リール投稿）については、受託者の提案による。

(イ) 投稿内容及び投稿スケジュールについては、受託者が提案し、委託者と協議の上決定すること。

(ウ) 投稿素材は、ターゲットの趣向に合わせたものを作成すること。

エ その他自由提案

公式 SNS のフォロワー数、インプレッション数、エンゲージメント数の増加に向けた効果的な取組について、委託金額の範囲内において提案すること。

(2) インフルエンサーを活用した情報発信

ア インフルエンサーの招請

(ア) ターゲット層に影響力があり、委託期間において継続的に協力体制を構築できるインフルエンサーを複数人招請すること。

(イ) 招請するインフルエンサーは、インスタグラムを通し情報発信をする者とし、加えて、他の媒体を活用することも可能とする。

(ウ) 招請するインフルエンサーのインスタグラムのフォロワー数は 30,000 人以上、うち 1 名以上は 100,000 人以上とする。

イ インフルエンサーによる情報発信

(ア) 招請するインフルエンサーを本市の情報発信パートナーとして、ネーミング、ロゴを作成するなど、広くインパクトのある打ち出しを行うこと。

(イ) インフルエンサーによる情報発信は令和 8 年 8 月から開始すること。情報発信の頻度は、月 2 回以上とし、公式 SNS との共同投稿とする。

(ウ) 投稿内容や投稿スケジュールについては、インフルエンサーの特性等を踏まえ受託者が提案し、委託者と協議の上決定すること。

ウ その他インフルエンサーの活用

上記イに記載の情報発信のほか、招請したインフルエンサーの効果的な活用について、委託金額の範囲内において提案すること。

(3) 広告配信

ア 公式 SNS の認知拡大のため、ウェブ上での有料広告の配信を計画的に実施すること。

イ 有料広告配信の計画（手法、スケジュール）と目標値について、受託者が金額の範囲内において提案すること。

(4) 効果検証及び実施報告

ア 毎月、公式 SNS アカウントの管理・運用、インフルエンサーの活用及び広告

配信等における効果を検証すること。

イ 月に1回報告書を用いて対面での報告を行うこと。報告書には、具体的な取組内容や成果を記載し、翌月以降の運用に活かすこと。

ウ 中間報告として、10月末までに実施した取組内容、その成果、分析及び考察をまとめ報告を行い、必要に応じて実施内容や目標値の修正を行うこと。

5 業務推進過程

(1) 業務推進体制の構築

ア 業務を効果的かつ効率的に推進するための体制を構築し、業務開始までに提示すること。

イ 事業を統括する者はSNSの運用に知見を有する者とし、業務全般に連動性を持たせること。

ウ 画像や動画など投稿素材の制作にあたっては、デザイナーや動画クリエイターなど専門の経験を有する者を配置し、効果的なコンテンツ制作に努めること。

(2) 企画打合せ

ア 業務開始の打合せにて、実施内容、年間スケジュール、重要業績評価指標及び目標値を提案し、委託者と協議の上決定すること。

イ 毎月10日までに前月の運用報告とともに翌々月の発信内容について委託者と協議の上決定する。

(3) 取材・撮影

ア 取材・撮影のための調整は受託者が行うこと。

イ 当業務遂行に当たり必要となる機器の手配、手続き及び費用負担は受託者の責任において行うこと。

(4) 投稿素材の編集・記事等の作成

ア 投稿する素材に関わる施設や催し等の情報は、取材等に基づき、正確に掲載すること。

イ 写真、映像やBGMの使用に関しては、著作権の問題が発生しないものを使用し、許諾が必要な場合は、受託者の責任において手続きを行うこと。

ウ 表現については、景品表示法その他関係法令を遵守すること。

(5) 投稿

ア 投稿内容については、複数人によりチェックすること。また、投稿前に委託者へ確認し、承認を得ること。

イ ターゲット層のより多くの人が見やすい曜日や時間帯に投稿を行うこと。

6 業務上の留意点

(1) インフルエンサーの選定にあたっては、以下の内容に該当することのないよう

に配慮すること。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - エ 政治性または宗教性のあるもの。
 - オ 特定の主義主張を目的とするもの。
 - カ 上記に掲げるもののほか、市の情報が掲載されるにあたり、適当でないと思われるもの。
- (2) 本業務において著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。
 - (3) 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例（令和3年条例第2号）に基づき、広くわかりやすい表現に努めること。
 - (4) 本業務において個人情報を取り扱う場合は、契約約款及び「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守すること。
 - (5) 本業務の遂行にあたり発生する交通費、宿泊費、入場料及び撮影に使用する物品等に係る費用は、委託者から別途支給しない。
 - (6) 本業務中に事故等が発生した場合、直ちに報告するとともに、その回復に努め、対応方法について指示を仰ぐこと。なお、委託者は一切責任を負わないものとする。

7 著作権

- (1) 当業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き委託者に帰属させることとし、委託者の承諾なく他に公表又は貸与、使用してはならないものとする。
- (2) また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障のないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (3) 委託者は受託者に断りなく、また費用が発生することなく、納品物の加工を行い、豊田市刊行物等に掲載し発行することができるものとする。
- (4) 当業務の完了後、デザインの使用に伴って万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

8 再委託

- (1) 業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画、業務遂行管理をいう。
- (3) コピーや資料の収集、収集資料の整理、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻

訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務に当たらない軽易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。

- (4) 上記(2)、(3)の業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

9 完了報告

(1) 成果物

ア 実施報告書：電子データ（編集可能な状態で納品すること）

イ 画像：SNS投稿、広告用加工済みデータ
加工前写真データ

ウ 動画：SNS投稿、広告用加工済みデータ

(2) 納入場所

豊田市シティプロモーション戦略課（南庁舎2階）

(3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

10 その他

- (1) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和11年度までの豊田市シティプロモーションSNS運用等業務委託を、本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。
- (2) 業務完了後といえども、受託者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。
- (3) 本委託の実施に当たり疑義が生じたとき又はこの仕様に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。